

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

{	制定	令和2年4月1日付け	元農振第2670号
	最終改正	令和3年4月1日付け	2農振第3687号
	農林水産省農村振興局長通知		

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の1の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

（3）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において、自然災害等の不測の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取組等

2 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

中山間地域等において、特色ある農業者や農村の課題を解決するため、地域協議会等にコーディネーターを配置するなど、地元密着型の課題解決に向けた取組等

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村又は地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）とする。

1 目的

2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

3 意思決定方法

4 解散した場合の地位の継承者

5 事務処理及び会計処理の方法

6 会計監査及び事務監査の方法

7 その他運営に関して必要な事項

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2に掲げる事業の実施期間は、原則として1年間とする。

第5 事業の実施手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

(1) 農山漁村振興推進計画

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成29年3月31日付け28林整森第282号林野庁長官通知）に基づき定める地域別農業振興計画（以下「地域別農業振興計画」という。）並びに第5の1の（2）に規定する事業実施計画をもって農山漁村振興推進計画とみなす。

(2) 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を別紙様式第2号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に則したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に則した事業目標）を設けるものとする。

2 事業の実施手続

- (1) 第2の事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に別紙様式第1号により提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村及び地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、（1）又は（2）により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第3号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。
- (4) 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した事業実施計画について、別紙様式第4号により農村振興局長に報告するものとする。

- (5) 3に定める事業実施計画の重要な変更は、(1)、(3)及び(4)に準じて行うものとする。

3 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

2の(5)の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の事業費の3割を超える増減
- (2) 事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

第6 助成

交付等要綱第3の3の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第7 実施基準等

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

以下の基準に適合するものであること。

- (1) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (2) 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

2 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

以下の基準に適合するものであること。

- (1) 事業実施主体に配置するコーディネーター等は、原則として事業対象地域外(旧々市町村単位)に居住していること。
- (2) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (3) 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第8 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業完了後、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第5号及び第6号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、事業実施主体に対して改善指導を行った上、別紙様式第7号により改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成

状況等の総合的評価を行うものとする。

4 1の報告は、事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

5 2により都道府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

第9 補助金の返還

1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。

2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第8の2で提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。

3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があった場合には、交付金を国に返還するものとする。

第10 完了報告

1 事業実施主体は、第5の2の（3）により承認した事業実施計画に基づく事業が完了したときは、別紙様式第8号により、事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

第11 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第12 事業評価の事後調査

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援 ア. 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等 イ. 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加等 ウ. 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等 エ. 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等 (2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデ	中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。	定額とする。 ただし、元気な地域創出モデル支援及び地域レジリエンス強化支援の各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。

	ルメニューにより具体的・先進的な活動を支援。優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。 ア．高収益作物の生産等 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売 イ．高付加価値化・販売力強化 品質向上、加工等により農産品の付加価値を向上、ブランド化や販路開拓等の販売力強化 ウ．棚田地域の保全・振興 棚田地域等の振興、維持及び保全に関する多様な取組の実践 エ．複合経営・半農半Xの実践 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営、農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 (3) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結	
--	---	--

	※上記（１）及び（２）のうち営農戦略・販売戦略作成、新規作物・高収益作物の導入及び高付加価値化・販売力強化の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。 ※上記（３）に取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備、③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。		
２ 地域密着型農業者等サポート体制強化事業	（１）コーディネーターの配置 特色ある農業者や農村の課題を解決するため、地域協議会等に対して、コーディネーターを配置し以下のサポートを行う。 ア．地元密着型の積極的な課題の聞き取りと農業を中核とした各種支援策の検討・調整・実施のためのサポート イ．農業に関連する他産業や各種団体と連携するための検討・調整・実施のためのサポート ウ．その他、農業者の移住・定住のための生活環境改善のためのサポート （２）課題解決のための支援	中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。	定額とする。 ただし、各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。

	課題解決に向け、コーディネーターを配置し、次のメニューの設定により各種取組をサポートする。 ア．生産性・収益性向上 伝統野菜や地域特産品などの高収益作物生産、ブランド化、販売力強化、新規作物の取組など営農継続に意欲ある農業者への支援 イ．意欲のある担い手確保 研修生やUIJターンなど外部人材を積極的に活用する後継者対策や新規就農時の安定経営に必要な支援ネットワーク等の整備 ウ．その他、特徴ある取組 スマート農業や棚田における荒廃農地の粗放的管理を含めた活用等の特徴ある取組を行っている農業者		
--	--	--	--

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

（１）中山間地農業ルネッサンス推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・都道府県及び市町村が実施する取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の基礎補修等の工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費 ・地域レジリエンス強化支援の実施に必要な中山間地域等における避難先の現況調査等に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 地域密着型農業者等サポート体制強化事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(別紙様式第 1 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事

〔 地方農政局長
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

事業実施主体代表
(市町村長、地域協議会長)
[都道府県知事]

〇〇年度中山間地農業推進対策 事業実施に係る承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知）第 5 及び第 6 の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

- ☐ 令和〇〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書
- ☐ 令和〇〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち、地域密着型農業者等サポート体制強化事業実施計画書

注 1：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注 2：該当する□に☑を記入すること。

注 3：事業実施主体が地域協議会の場合は、要領第 3 事業実施主体に定める規約等を添付する。

(別紙様式第2号)

〇〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- ☐ 1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書
- ☐ (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援
- ☐ (2) 元気な地域創出モデル支援
- ☐ ア. 高収益作物の生産 ☐ イ. 高付加価値化・販売力強化
- ☐ ウ. 棚田地域の保全・振興 ☐ エ. 複合経営・半農半Xの実践
- ☐ (3) 地域レジリエンス強化支援
- ☐ 2. 地域密着型農業者等サポート体制強化事業実施計画書
- ☐ (1) コーディネーターの配置
- ☐ (2) 課題解決のための支援

1. 事業実施主体

事業実施主体名	所在地（都道府県・市町村）
事務局	代表者氏名
事務局所在地・連絡先	

2. 事業計画（取組の内容）

取組内容	
------	--

注1 別表1の具体的な事業内容を踏まえた取組内容を記載すること。収益性の向上に関する取組については、マーケットの状況や消費者ニーズ等を記載するなどしてマーケットインの観点を含んだ内容とすること（マーケット調査を事業内容に含む場合は除く。）。

注2 (1)中山間地農業ルネッサンス推進支援については、地域の特色を活かした創意工夫や地域の所得向上を深化させる内容などを記載すること。

注3 (2)元気な地域創出モデル支援については、優良事例としての展開方針などを記載すること。

3. 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値(定量的指標)
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 2の事業計画(取組内容)を踏まえて目標設定項目を1項目以上選択し目標値を設定。

注2 ①所得の向上に関するものを選択した場合は、アウトプットには高収益作物の導入品目、試験栽培実施農家数等、目標値には栽培面積や生産量等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 ②人材の確保・育成に関するものを選択した場合は、アウトプットには定住イベントの実施回数や参加者数等、目標値には関心を示した人数や今後の継続的な情報交換を希望した人数等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 ③地域コミュニティの維持に関するものを選択した場合は、アウトプットにはアドバイザーによる研修回数等、目標値には話し合いの集落人口に対する参加率や住民の意識変化等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

4. 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長等

〇〇年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る承認通知について

(年月日) 付け(文書番号) で提出のあった、中山間地農業推進対策事業実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領(令和2年4月1日付け元農振第2670号農村振興局長通知)第6の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙様式第 4 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

地方農政局長等

〇〇年度中山間地農業推進対策事業実施計画に係る事業承認について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農村振興局長通知）第 5 の 2 の（4）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(別紙様式第5号)

○年度中山間地農業推進対策事業評価書

1. 取組メニュー

2. 事業実施主体名

3. 事業概要

(1) 事業費・交付額

年度	事業費	交付額	備考
計	円	円	

(2) 事業実施期間

○年○月○日 ～ ○年○月○日

4. 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他の事項

5. 事業実施結果

(1) 目標達成状況

項目	目標値(定量的指標)	達成状況
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

(2) 所見

(別紙様式第 6 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事

〔 地方農政局長
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

事業実施主体代表
(市町村長、地域協議会長)
[都道府県知事]

〇〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業評価について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農村振興局長通知）第 8 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

注：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

(別紙様式第 7 号)

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇都道府県知事

〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業改善措置に関する
報告について

このことについて、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農村振興局長通知）第 8 の 2 の規定に基づき、改善措置及び改善状況について関係書類を添えて報告します。

(別紙)

- 1 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）事業改善計画（実績報告）

(別紙)

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）事業改善計画（実績報告）

1 計画地区

地区名	事業実施主体	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)

2 目標の達成状況（目標が達成できるまで、毎年更新することとする。）

目標値	達成状況	
	翌年度（R〇）	
	翌々年度（R〇）	

3 未達成の要因分析

① 所得の向上に関するもの	
② 人材の確保・育成に関するもの	
③ 地域コミュニティの維持に関するもの	
④ その他	

（注1）目標未達成の要因が気象災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

【総括】

[上記の分析結果を踏まえ、未達成の要因を記載。]

- 4 改善計画（要因分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。）

(別紙様式第 8 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事

〔 地方農政局長
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

事業実施主体代表
(市町村長、地域協議会長)
[都道府県知事]

〇〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業完了報告書

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農村振興局長通知）第 9 の規定に基づき、報告します。

1 完了報告の対象となる事業

- ☐ 中山間地農業ルネッサンス推進事業
☐ 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

2 事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇年度		

注 1：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注 2：該当する□に☑を記入すること